

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和3年11月5日（金）10時30分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

大辻室長補佐、新井安全審査官、高松専門職、高木係長、横山係長、久川係員、
高木技術参与

知見主任安全審査官（テレビ会議システムによる参加）

福島第一原子力規制事務所

松本原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当12名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 構内散水量変更に伴う実施計画の変更について
 - ✓ 5・6号機建屋滞留水を貯留しているF1タンクエリアのフランジ型タンクH・I・J群は、漏えい対策は講じているものの、経年劣化が進んでいること、2021年2月13日の福島県沖地震と同等の規模の地震に対して漏えいリスクを抱えていることから、可能な限り、内包水を空にするための浄化処理及び構内散水の完了時期を早めたいと考えている。
 - ✓ 2021年度の構内散水量の計画は、実施計画上的上限である70m³/日（25,550m³/年）としており、2021年10月時点で17,290m³の構内散水をしている。11月以降も70m³/日で継続して構内散水をする場合、25,550m³/年未満とするためには、内包水の淡水化装置による浄化処理を停止する必要が生じる。
 - ✓ そのため、漏えいリスクの早期解消及び淡水化装置による浄化処理の継続的な実施を考慮し、2021年度の構内散水量を80m³/日（29,200m³/年）に変更したい。
 - 陸側遮水壁測温管150-7Sの温度上昇について
 - ✓ 令和3年10月13日に、陸側遮水壁がK排水路と交差している箇所（下流側）付近の測温管150-7Sにて、地中に3m（地表下1.0m～4.0m付近）の範囲で局所的に0℃を超過している状態が継続していることを確認した。
 - ✓ 当該箇所近傍の地下水位やサブドレンのくみ上げ量には本事象に起因する変化が見られず、陸側遮水壁の内外水位差は確保されていることから、陸側遮水壁の遮水機能に影響はないものと評価している。
 - ✓ 本事象の原因として、K排水路にクラック等の隙間が発生して凍結範囲に水が流出している可能性があるかと推定し、当該区間をドライアップして目視による詳細調査を実施したところ、クラックの発生及びK排水路への地下水の流入を確認した。
 - ✓ 今後、クラック等の補修、測温管温度の確認を実施し、それらの結果を踏まえ、地表部からの調査も含めて追加調査の検討をする予定。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を行った。

- 陸側遮水壁測温管の温度上昇について、今後の調査等の進捗により新たな結果が得られた場合や、測温管の温度、陸側遮水壁内側の水位等に変化があった場合には、適宜報告すること。

6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール（2021年10月28日現在）
- 水処理設備の運転状況，運転計画（2021年10月15日～2021年11月18日）
- 福島第一原子力発電所の滞留水の水位について（2021年10月15日～2021年11月4日）
- 各エリア別タンク一覧
- 汚染水等構内溜まり水の状況（2021.10.21時点）
- 建屋内における残水等の状況について
- 構内散水量変更に伴う実施計画の変更について
- 陸側遮水壁測温管 150-7S の温度上昇について